

一般社団法人ことば・みらい・スカラシップ

研究者・大学院生

助成金（短期留学・研究・フィールドワーク）

2026年度 募集要項

**【目的】**

言語学をはじめとすることばに関する研究を行う研究者、大学院生への財政的支援により、将来日本の大学・研究機関で研究・教育を行い、日本から世界に積極的に成果を発信する研究者育成の一助となること。

**【募集期間】**

2025年11月1日～2025年12月21日（15：00）

**【助成金での研究実施期間】**

2026年4月1日～2027年3月31日

**【募集人数】**

若干名

**【応募資格】** 以下のすべてを満たす必要があります。

1. 言語学をはじめとすることばに関する研究を行う者。
2. 日本国籍を持つ者（2重国籍を有する者は認めない）。
3. (1) 2026年4月時点で日本国内大学院の修士課程・博士課程に在籍している、又は、  
2026年4月に修士課程・博士課程に入学を予定する者。あるいは、  
(2) 日本国内の大学院において2026年3月31日までに博士課程標準修業年限以上在学し、所定の単位を修得した上で退学する者、又はすでに退学している者（満期退学者）。あるいは、  
(3) 日本国内の大学院で2026年3月31日までに博士号取得予定の者。あるいは、  
(4) 日本国内又は海外で既に博士号を取得し、かつ2026年4月時点で国内で研究・教育活動を行っている者。
4. 上記3.(1)(2)に該当する者は、実施予定の留学・研究・フィールドワークが修士・博士の学位取得に必須であること。
5. 大学院在籍者の場合、2026年4月時点で在籍期間が残り1年以上あること。
6. 将来、研究者として主に日本において研究・教育を行う意思のある者。
7. 身元保証人が日本国内にいること。

**【助成金の概要】**

1. 返済の義務のない助成金。
2. 助成金は以下の目的（例示）のために使われる応募申請者自らが行う研究のための費用である。  
・短期留学、研究の一環としての学会発表・出張・セミナー出席、フィールドワーク、等  
ただし、設備備品、消耗品、生活維持費用等を専らとする目的は対象となりません。
3. 2026年4月以降、必要時期に合わせて支給。
4. 以下の金額を必要とする期間に支給。

- ・最高30万円/月を必要な期間支給（上限240万円）。
  - ・金額と期間は応募申請書記載内容を審査のうえ決定。
5. 他の奨学金は貸与・給付を問わず可。ただし、他の助成金を同じ目的で同時に受けることは不可。

#### 【応募方法】

奨学金オンライン申請システムより必要事項を入力し、下記の書類（PDF ファイル）をアップロードすること。

1. 応募申請書（ホームページ内にある指定書式に記載）。
2. 成績証明書および学位取得を証明する書類（学部および大学院）。修士課程入学予定者は学部のみ。満期退学者は修了証明書のみ、博士号取得者は取得を証明する書類のみを提出。
3. 現在在籍又は修了した課程の指導教官などの推薦状1通（指定の書式なし、要署名）。
4. 指導教官以外の推薦状1通（指定の書式なし、要署名）。
5. 応募申請者を通さずに、推薦者が直接推薦状を提出することを希望する場合は、推薦者が「お問い合わせ」からご連絡願います。提出方法をお伝えします。
6. 2026年4月に修士・博士課程に進学する者は、入学許可書、合格通知書など入学を証明できる書類。応募申請時にすでに在学中の場合は在学証明書。応募申請時に入手できない場合は、入手可能日を記載し、入手しだい提出することができる。
7. 主要な発表論文/口頭/ポスターの提出を希望する場合は、1報まで本システムにアップロードすることができる。

#### 【選考スケジュール】

1. 第一次選考の書類審査結果は、2026年1月10日までに本人にメールで連絡。
2. 第二次選考の面接審査は、2026年1月中旬に非対面で実施。必要に応じて対面でも実施。日程は第一次選考通過者に直接連絡し、原則指定された日程で面接を実施。
3. 面接審査結果は、2026年1月下旬に本人にメールで連絡。
4. 最終決定は、2026年3月末日までに留学・研究・フィールドワークの実施が決定し、書面で確認された時点とする。

#### 【留意事項】

1. 応募申請は十分な時間的余裕をもって行うこと。締め切り時刻を過ぎて提出された申請書は受付られません。
2. 応募後の申請内容変更はできません。応募書類は返却いたしません。
3. 面接審査合格から最終決定までの間に、審査結果に影響を及ぼす可能性のある事項（留学・研究先、研究内容、経済状況、身分等）に変更が発生した場合あるいは発生することが予想される場合は、速やかに届け出ること。その内容によっては再審査される場合があります。
4. 個人情報については選考以外に使われることはありません。ただし、以下のような場合に個人情報が提供されることがあります。
  - ・書類審査・選考のため、選考委員・当法人理事へ申請書類を提出する場合。
  - ・申請内容および助成の重複受給の確認のため、大学担当者および他の団体などへ照会する場合。
5. 短期留学・研究・フィールドワーク終了後、30日以内に報告書を提出すること。上記【応募資格】3.の(1)(2)(3)に該当する場合は、修士・博士号取得を証明する書類を学位取得後30日以内に提

出すること。

6. 応募申請者が、科研費等からの支援を同時に受けることは問題ありません。ただし、今回の応募申請と同じ目的のために、他の科研費等助成金を使用することはできません。
7. 応募の採否に関するお問合せには回答いたしかねますのでご了承ください。

**【その他】**

1. 大学院生の場合、修士課程は2年以内で、博士課程は超過期間2年を含む5年以内で学位取得が困難と見込まれた時点で、すみやかに当法人に連絡すること。
2. 以下の場合には助成金支給を停止します。既に支払われた助成金の返還を要求する場合があります。
  - ① 病気その他の事由により就学又は研究を継続することが困難な場合。
  - ② 指導教授などから就学又は研究の継続に不適合と認められた場合。
  - ③ 学業成績・素行が不良の場合。
  - ④ 応募申請書の内容や届け出事項に虚偽が認められた、あるいは審査結果に影響を及ぼす可能性のある事項が事前説明なく変更になった場合。
  - ⑤ 当法人の名誉を傷つけたと認められるような行動をした場合。
  - ⑥ 指定された報告書などを決められた期日までに提出しない場合。
  - ⑦ その他、支給停止が適切と当法人が判断する場合。

以上